

更新時講習用教本仕様書

第1 概要

本仕様書は、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習等に使用する教本に関して、必要な事項を定めたものである。

第2 調達物品の名称 更新時講習用教本

第3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

第4 予定数量 124,044冊

第5 納入場所 山形県天童市大字高揃1300 山形県警察本部交通部運転免許課

第6 規格及び仕様等

1 規格等

- (1) 規格：A5判又はB5判 小冊子
- (2) 構成：表紙・目次・本文・奥付
- (3) 紙質：コート紙、マットコート紙、上質紙及びアート紙などの冊子の表紙・本文として適した用紙であること。（再生紙を含む。）
表紙：メートル坪量 127.9g/m²相当以上
本文：メートル坪量 64.0g/m²相当以上
- (4) 体裁：無線綴じ、あじろ綴じ及び中綴じなどの冊子に適した綴じ方であること。
- (5) 冊数：1冊（分冊は不可）
- (6) その他：用字用語は日本語とし、道路交通法等の関係規程の法律用語、常用漢字、共通語及び現代仮名遣いとする。

2 本文内容

本文については、次に定める内容を満たしたものであり、カラー印刷、図表及びイラスト等を用いて正確にまとめられたもので、かつ、分かりやすく解説されたものであること。

(1) 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説されていること。

(2) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及されていること。

(3) 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会策定）」等の最新の内容を中心に解説されていること。

(4) 危険予測

ア 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説されていること。

イ 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次

にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説されていること。

ウ 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説されていること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及されていること。

(5) 年齢に応じた運転特性

ア 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説されていること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及されていること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩（げん）惑）について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、加齢との関係についても言及されていること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説されていること。

エ 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説されていること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及されていること。

(6) 飲酒運転の根絶

ア 飲酒運転による事故傾向

飲酒運転による事故の形態や、死亡事故の確率が高くなることについて解説されていること。

イ 飲酒運転の危険性及び罰則

- ① 飲酒運転による危険性の増大について具体的に解説されていること。
- ② 飲酒運転に対する運転者や運転者の周辺者への罰則について、図表等を用いて個別具体的に解説されていること。
- ③ 飲酒運転による事故に対する社会的責任等の重大さについて解説されていること。

ウ 飲酒運転をさせない取組み

- ① 飲酒運転をさせないための家族や周囲の協力の必要性
- ② ハンドルキーパー運動の展開
- ③ 公共交通機関やタクシー、運転代行等を利用すること
等により飲酒運転の根絶について解説されていること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及されていること。

(7) 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法等について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、事故時の対応についても解説されていること。

(8) 緊急時や悪天候等の対応

- ① 車両が故障した際の一般道路及び高速道路等における措置
- ② 大雨や雪道等における運転
- ③ 地震や道路損壊等の災害発生時における対応
等について、イラスト等を用いて解説されていること。

(9) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説されていること。

(10) 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記が掲載されていること。

(11) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容が記載されていること。

(12) その他

ア 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄が設けられていること。

イ 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」が記載されていること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

第7 発注及び納入方法

1 発注回数

(1) 基本発注

月1回

(2) 臨時発注等

法令改正及び配布状況並びに在庫調整などの理由により、別途発注する場合がある。

2 発注方法

発注者は、数量、納入場所及び納入日等その他必要な事項を記載した書面により、受注者に対して教本を発注するものとする。

3 納品等

100冊を単位として段ボール箱に梱包し、1箱毎に品名・数量を明記して発注数量を納入すること。

また、受注者は教本を発注者が指定した場所へ納入する場合は、納入指定日の執務時間内（平日午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時）に速やかに納入を終了することとし、その都度、運転免許課の担当者に対して納品書を提出した上で、数量等の確認を受け、受領書に署名を受けること。

なお、年度当初は受注仕様の教本を材質証明書を添付の上、令和8年4月10日（金）まで14,000部納入すること。

第8 法令改正、乱丁等への対応

1 法令改正に伴う対応

契約期間内において、道路交通法令の改正等が生じる場合は、法令改正に対応する改訂版の教本を納入すること。ただし、改訂版の教本が未発行の場合は発注者と協議の上、訂正紙を挿入すること。

2 乱丁等に伴う対応

乱丁、落丁、印刷の歪み及び汚れ等が無いように検品すること。

なお、納入後、乱丁、落丁、印刷の歪み及び汚れ等が判明した場合は、速やかに交換すること。

第9 その他

入札に参加する者は、納入見本を応札物品仕様書とともに一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに運転免許課に5部提出し、運転免許課の審査を受けること。

なお、提出された教本は返還しないので承知しておくこと。